

9

出産育児一時金制度見直しに伴う運転資金貸付事業

〔出産育児一時金の直接支払制度に伴い、一時的に資金不足を生じている病院等に対する運転資金貸付制度〕

支援内容

新規利用者

融資限度額	制度の見直しに伴い入金が遅れる期間の分娩見込件数 × 42万円
融資利率	個人保証がある場合：年0.8%（平成22年4月1日） 個人保証がない場合：年1.0%（平成22年4月1日）
融資期間	7年以内（うち据え置き期間 1年以内）
担保	原則不動産担保の融資が必要 ・不動産担保がない場合は、診療報酬債権等のみの担保提供でも可能 ・保証人が1名以上いる場合は、無担保融資（上限額なし）が可能 ・開設者が個人の場合は、無保証人でも無担保融資が可能

既利用者

- ・既契約の当資金の融資利率は、平成22年4月1日より0.8%に引き下げ
- ・融資限度額に満たなかった方も当該融資限度額から前回融資額を控除した額の範囲で、新規貸付と同様の条件で追加融資の利用が可能。申込期間は平成22年6月末まで

支援対象

出産育児一時金等の直接支払制度の実施に伴い、一時的に資金不足を生じている病院、診療所、助産所

施策利用のポイント

- ・独立行政法人福祉医療機構で行う経営診断を受ける必要があります。
- ・申込期間は平成21年10月から平成23年3月31日までです。

問い合わせ先・申請先

独立行政法人 福祉医療機構 医療審査課（一覧表 参照）